



個人情報保護法とGDPR

| 個人情報保護法とGDPR

データを収集したり、利用したりするときは
利用条件、制約、法律などを確認していくことが大切になる

- ・個人情報保護法
- ・著作権法
- ・特許法
- ・不正競争防止法
- ・契約内容（商用利用可能かどうか）などなど

| 個人情報保護法とGDPR

・個人情報保護法

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を
保護することを目的とした法律とされている

→個人情報を不適切に利用されることを防ぐための法律

→学習用データに個人情報が含まれていることがある

どのように取り扱うべきなのか知っておくことが大切になる

| 個人情報保護法とGDPR

・個人情報保護法

生存する個人を対象にしているため

亡くなった方の情報は個人情報に含まれない

→個人情報を取り扱う場合は可能な限り**利用目的を特定**する必要
利用目的が変更する場合は、事前に**本人の同意**が必要になり、
利用目的を本人に通知し、または**公表**しなければならない

| 個人情報保護法とGDPR

- **個人情報**

氏名、生年月日、個人識別符号など個人を特定することができる情報のこと

- **個人識別符号**

マイナンバー、遺伝子情報、免許書番号など個人を識別することができる情報のこと

| 個人情報保護法とGDPR

- **個人データ**

個人情報のうち、個人情報データベース等で

管理されている個人情報のこと

→イメージとしては、ルールに従い整理された個人情報のこと

- **個人情報データベース**

個人情報を検索などをすることができるデータベースのこと

| 個人情報保護法とGDPR

・保有個人データ

個人データのうちが、個人情報取扱事業者が
開示・修正・追加・削除などを行うことができる
権限をもった個人データのこと

→イメージとしては個人情報取扱事業者が保有している個人データ

→本人からの請求に応じて、開示・削除などを行う必要がある

| 個人情報保護法とGDPR

・保有個人データ

生命や身体、財産に危害を及ぼす恐れのあるもの などは
保有個人データに分類されない

→病気に関する情報は、生命の危害を及びす恐れがあるため、
本人からの請求に応じて、削除などを行う必要はない

→本人からの請求に応じて削除してしまうと適切な処置ができない

| 個人情報保護法とGDPR

個人情報

個人データ

保有個人データ

| 個人情報保護法とGDPR

・要配慮個人情報

人種、思想、犯罪歴など本人に対する不当な差別などが発生してしまう危険性があり、配慮すべき個人情報のこと、→本人の同意なく収集したり、第三者に提供したりすることが禁止されており、オプトアウトも不可である

| 個人情報保護法とGDPR

- 要配慮個人情報

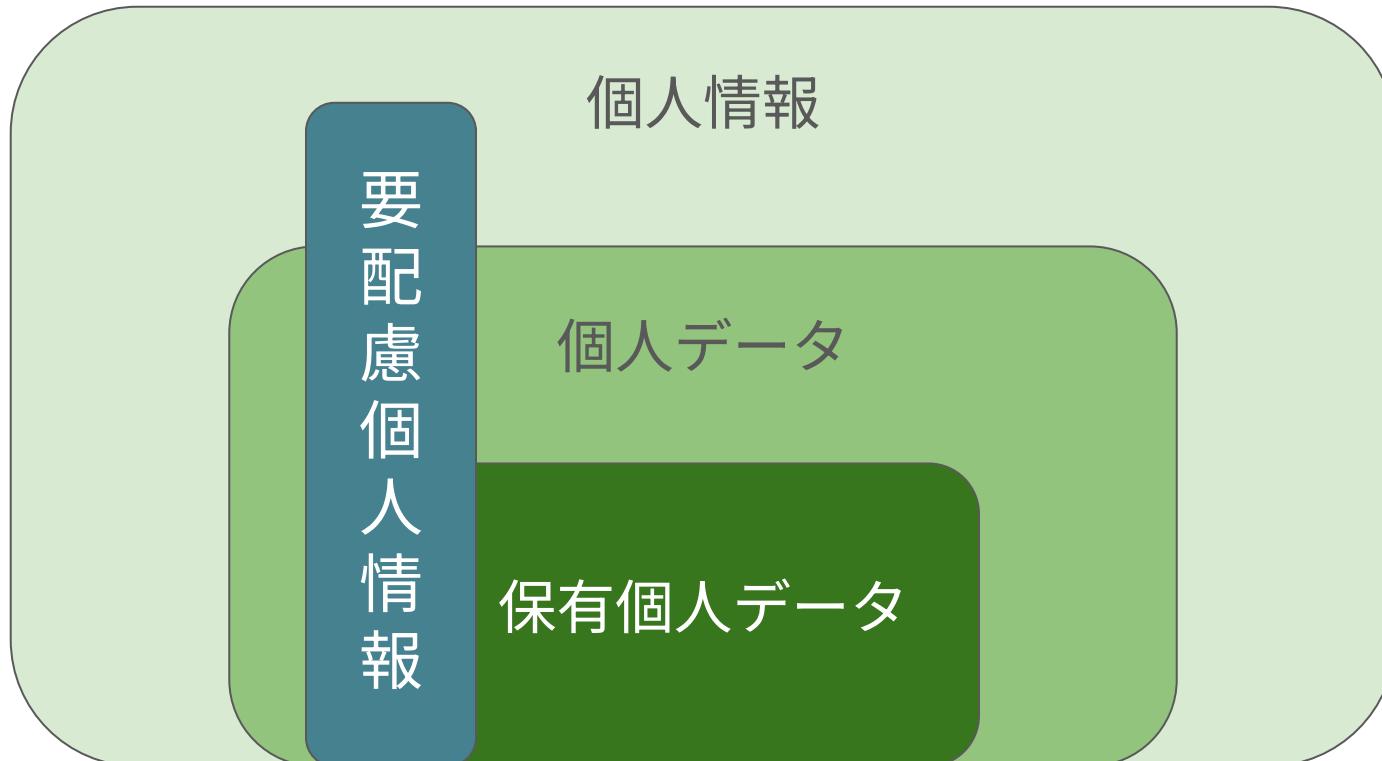
- オプトアウト

- ユーザーが拒否しない限り同意しているとみなすこと

- オプトイイン

- ユーザーが許可するまで同意していないとみなすこと

| 個人情報保護法とGDPR



| 個人情報保護法とGDPR

・機微（センシティブ）情報

要配慮個人情報に政治的見解、本籍地などを含む情報のこと
→金融分野における個人情報取扱事業者は、原則として、
機微（センシティブ）情報を取得、利用、第三者への
提供を行ってはいけない
→金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに記載

| 個人情報保護法とGDPR

・匿名加工情報

- 個人を特定できないように個人情報を加工し、
元の個人情報に復元できないようにした情報のこと
→個人を特定できる情報を削除したり、
元の情報に復元できない文字などに置き換えたりする
→同意なく目的外利用・第三者への提供が可能

| 個人情報保護法とGDPR

・仮名加工情報

他の情報と照合をしなければ個人を特定することが
できないに加工した情報のこと

→他の情報と照合することで個人の特定が可能

→本人による同意がなく、目的外の利用はできるが
業務委託先を除く第三者への提供はできない

| 個人情報保護法とGDPR

個人に関する情報

個人情報

匿名加工情報

仮名加工情報

| 個人情報保護法とGDPR

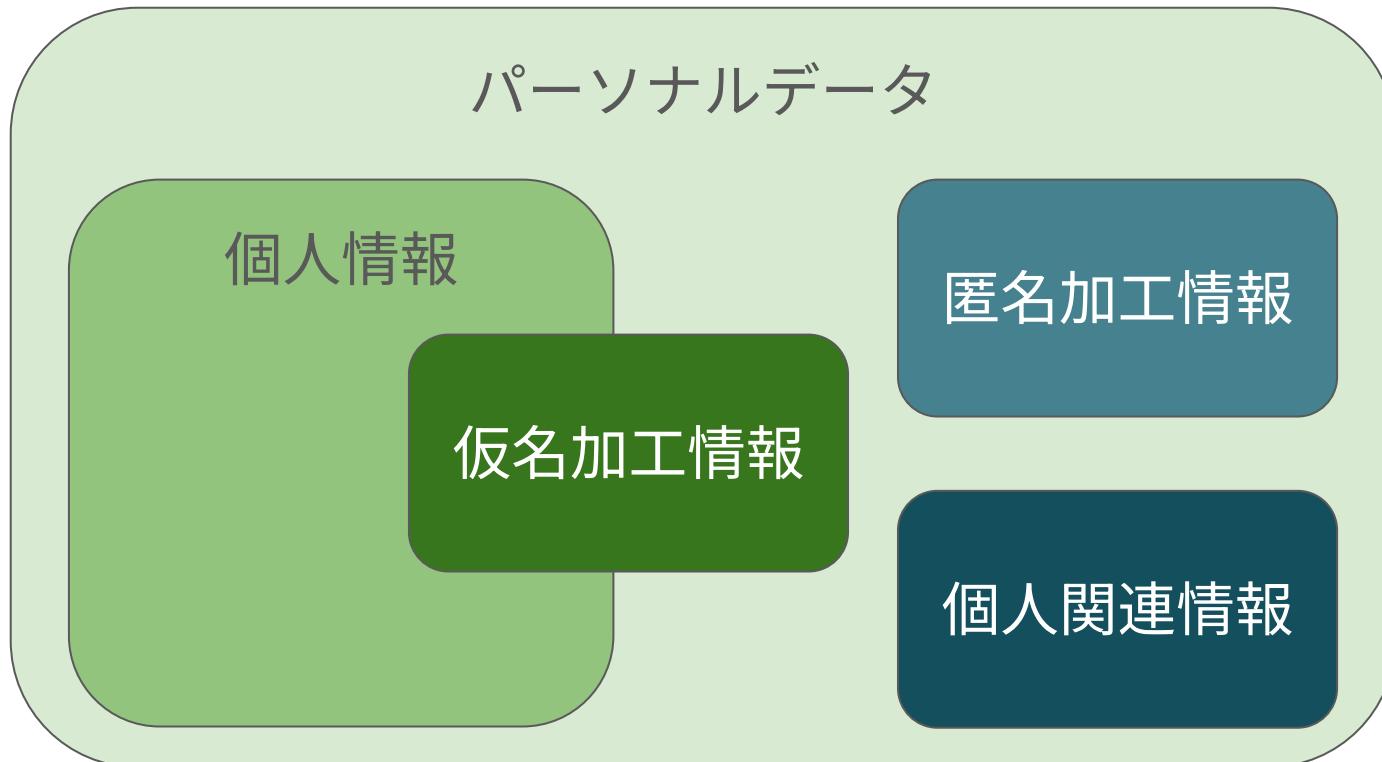
- ・個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、
仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

- ・パーソナルデータ

個人に関する情報の中で、個人情報以外にも
個人の位置情報・商品の購入履歴などが含まれる

| 個人情報保護法とGDPR



| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

原則としてEEA（欧洲経済領域）内で取得した個人データを
EEA領外へ持ち出しを禁止する法律のこと

→日本は「個人データについて保護水準を満たす国」だとする
十分性認定を受けおり、個人データを持ち出すことができる

→EEA（欧洲経済領域）とはEUにアイスランドなどを加えた地域

| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

IPアドレス、Cookie、GPSの位置情報も個人情報に含まれる

- IPアドレス

ネットワークに接続するパソコンなどを識別するための番号
→スマホやタブレットなどにもIPアドレスが設定されている

| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

- **Cookie**

訪問したWebサイトで記入した情報などを一時的に
Webブラウザに保存する仕組み、又は保存した情報のこと
→トラッキングを行うときに、**Cookie**が使用されることが多い
→トラッキングとは、Webサイトの運営者などが、
サイト訪問者の行動情報を収集したり、分析したりすること

| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

GDPR22条では、利用者にとって法的効果、重大な影響を及ぼす場合、プロファイリングを含む自動処理のみに基づいた判断の対象にならない権利について記述されている

- プロファイリング

経済状態や趣味嗜好などの個人データを分析すること

| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

GDPRではデータポータビリティ権について規定されている

- データポータビリティ権

企業や国が収集・蓄積した個人データを、

他のサービスでも再利用できる権利のことを

| 個人情報保護法とGDPR

- GDPR (EU一般データ保護規則)

個人自らが自分のデータを集約させて管理するシステムを
パーソナルデータストア (PDS) という

→パーソナルデータを個人から預託され、他の事業者との
マッチングや匿名化したうえでの情報提供、
一元管理する制度または事業者のことを情報銀行という

著作権法



| 著作権法

データを収集したり、利用したりするときは
利用条件、制約、法律などを確認していくことが大切になる

- ・個人情報保護法
- ・著作権法
- ・特許法
- ・不正競争防止法
- ・契約内容（商用利用可能かどうか）などなど

著作権法

・著作権法

音楽や写真・小説など著作物を保護するための法律

→無断で著作物を利用することが禁止されている

著作物とは思想又は感情を創作的に表現したもの、

または文芸、学術、美術・音楽の範囲に属するもの

→思想や感情を表現していない制作物などは著作物にならない

| 著作権法

• 著作権法

マニュアル、プログラムコード、学習済みモデルも保護の対象
→情報の選択または体系的な構成によって創造性を有する
データベース・データアセットも著作権の保護の対象になる

→データを集めただけのものは保護の対象になりにくい
著作物にするためには創造性を有する必要がある

| 著作権法

• 著作権法

- 学習済モデルは著作物として保護されるが
AIが自動的に作成したモデルについては**保護対象外**になる
→保護の対象になるのは人が作成したものになる
- AIが自動生成したものは著作物にならないとされている
AIを活用して作成したものは著作物として認められる

| 著作権法

• 著作権法

- 学習済みモデルのパラメータは著作物として保護されない
→パラメータは単なる数字であり、創造性を有しないため
- ノウハウも著作物として保護されない
経験などを通して得られる知識であり、創造性を有しないため

著作権法

・著作権法

著作権には財産権としての著作権、

著作者の精神的利益を保護するための著作者人格権がある

→財産権としての著作権には、著作物を複製する複製権、
著作物を翻訳したり、脚色したりする翻訳権・翻案権等、
著作物を上映する上映権 など様々な権利がある

著作権法

- 著作権法

著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権などがある

- 公表権

著作物を公表するかどうかを決定する権利

著作権法

- 著作権法

- 氏名表示権

→著作者名を表示するのかどうか

本名・ペンネームどちらで表示するのかを決定する権利

- 同一性保持権

著作物を無断で改変や切り取りなどをされない権利

| 著作権法

• 著作権法

財産権としての著作権は譲渡可能であるが、
著作者人格権は著作者の精神的利益を保護するための
権利であり、譲渡することはできないという特徴がある

著作権法

・共同著作物

2人以上の者が共同して創作した著作物で、
その各人の寄与分を分離して個別に利用できないもの
→共有者全員の同意をいなければ、
著作物を複製したり公表したりすることができない
→共有者全員の同意をいなければ譲渡がない

| 著作権法

• 職務著作

- 法人等の命令に基づいて、従業員が創造した著作物のこと
→著作物を創作したのは自然人であるが、一定の要件を満たせば
法人（会社）その他の使用人が著作者になる
- プログラムも要件を満たせば、職務著作になる

著作権法

・職務著作の要件

- ・法人等の命令に基づいて創造したもの
- ・法人等の業務に従事する者が職務中に創造したもの
- ・法人等が自己の著作の名義の下に公表したもの

| 著作権法

- 著作権法の例外

著作権法は著作者を守る上で重要な権利である一方で、過度な保護は文化の発展に寄与するという制度の趣旨に反する

→例外として著作権者の許諾を得ることなく複製等が可能

→私的利用、教育目的での利用、引用の形での使用する など

著作権法

・著作権法と引用・解析

データ解析で利用する場合、著作物の複製が認められている

→著作権法の30条4項に書かれている

許可を取る必要がない（他の先進国は許可を取る必要がある）

→著作物の複製によりデータセットの作成も可能である

著作権者の利害に反しない場合、譲渡等（販売等）も可能である

著作権法

- 著作権の効力と保護期間

著作権は著作物を作った時点で自動的に発生する

→権利を保護してもらうための申請を行う必要がない

- 保護期間

実名の著作物 : 著作者の死後**70年**を経過するまで

団体名義の著作物 : 公表後**70年**を経過するまで (変名も同様)



特許法・不正競争防止法

特許法・不正競争防止法

データを収集したり、利用したりするときは

利用条件、制約、法律などを確認していくことが大切になる

- ・個人情報保護法
- ・著作権法
- ・特許法
- ・不正競争防止法
- ・契約内容（商用利用可能かどうか）などなど

特許法・不正競争防止法

・特許法

発明者の権利を守り、産業の発展を促進させる法律

→「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」を
「発明」と定義して、保護の対象にしている

→特許庁に出願して登録されることで権利を得る
保護期間は特許出願の日から20年間である

特許法・不正競争防止法

・特許法

原則として特許権は**発明者**に帰属する

→複数人で発明した場合は、全員が**発明者**になる

→業務中に従業員等がした発明のことを**職務発明**という
職務発明において、発明した従業員が特許を取得した場合、
企業はその発明を実施する権利（**通常実施権**）が認められている

特許法・不正競争防止法

・特許法

実施権とは特許を所有する者から妨げられることなく、

特許発明を実施できる権利のこと

→実施とは、特許対象の物を生産したり、使用したりすること

→実施権には、通常実施権と専用実施権がある

特許法・不正競争防止法

- 特許法

- 通常実施権

特許発明を実施できる権利のこと

→特許権者や専用実施権者から許諾を受ける必要

→法律の規定、契約で定めた範囲内において、

商売としてその特許発明の実施をする権利を持つ

特許法・不正競争防止法

- 特許法

- 専用実施権

特許発明を独占的に実施できる権利のこと

→特許権者から許諾を受け、**特許庁**に登録する必要

→A社が「X」を発明し、B社に対して**専用実施権**を設定すると

B社のみが実地することができ、A社は実地できなくなる

特許法・不正競争防止法

・特許法

- 同一の発明について、最も早く特許を出願した人に特許を与えるという特徴がある
→このような主義・考え方を**出願主義**という
- AさんとBさんがいて、Aさんが先に発明していても、Bさんが先に特許を出願したら、Bさんに特許が与えられる

特許法・不正競争防止法

・特許の要件

- ・発明であること
- ・産業上の利用可能性があること（商売が可能であること）
- ・新規性を有すること（社会で知られていないこと）
- ・進歩性を有すること（人が容易に発明できないもの）
- ・先願であること
- ・公序良俗を害する発明でないこと（人のクローン技術など）

特許法・不正競争防止法

・特許の特徴

- 特許出願後、特許として認められなかった場合でも、出願した内容は公開されてしまう（出願公開）
 - 誰でも見ることができ、優位性を失う可能性がある
 - 特許の要件を満たしていたとしても、戦略的に特許出願をしないという選択肢を取ることもある

特許法・不正競争防止法

・不正競争防止法

事業者間の**不正競争を防止**するための法律

→コピー商品の販売、ドメイン名の不正取得、

不正な手段での営業秘密・限定提供データの取得等が禁止

→コピー商品の販売などを販売した場合、

差止めや損害賠償請求の対象になる

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 営業秘密

秘密管理性、有用性、非公知性の3つの要件を持つ情報

→製造に関するノウハウ、顧客情報 など

→3つの要件を満たしていない場合は

営業秘密ではないので、保護の対象にならない

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 秘密管理性

- 秘密として管理されていること

- 従業員などから見て秘密であることが分かること

- アクセス制限、社外秘など書かれている など

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 有用性

- 有用な営業上又は技術上の情報であること

- 研究などの失敗データも有用性が認められるとされている

- 公序良俗に反する内容の情報は保護の対象にならない

- 公害に関する情報、脱税などの情報 など

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 非公知性

- 公然と知られていないこと

- 保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態であること

- 一般的に購入できる書籍、誰でも閲覧できるホームページに記載されている場合は**非公知性**は認められない

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 限定提供データ

業として限定された人に提供する、電磁的方法で記録、
管理されている相当量蓄積された技術上・営業上のデータ

→無償で不特定多数の人に公開されている情報は

業として限定された人に提供されていないため保護の対象外

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 限定提供データ

限定された人とは条件を満たせばデータにアクセスできる者

→月額料金等を支払ってデータにアクセス可能な者 など

→限定された人のみにデータを提供しているという意思を

第三者が認識できるようにする必要がある（パスワードなど）

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法

- 限定提供データ

不正に関するデータなどは、技術上・営業上のデータに該当しないため、保護の対象外になる

→秘密として管理されているデータは営業秘密として保護されるため限定提供データに該当しない

特許法・不正競争防止法

- 不正競争防止法
 - 限定提供データ

月額料金等を支払ってデータを閲覧できる場合は、

閲覧のためにパスワード等が設定されていたとしても、

条件を満たせば誰でもデータにアクセスできるため、

秘密として管理されていないと判断され営業秘密に該当しない

知的財産権



| 知的財産権

・ 知的財産権

創造活動によって生み出された創造物について、

その創出者に対して付与される権利のこと

→知的財産権は様々な法律によって保護されている

→著作権法、特許法なども知的財産権を保護する法律の1つ

知的財産権を保護する法律について解説

知的財産権

- 知的財産権を保護する法律

- 著作権法
- 特許法
- 不正競争防止法
- 商標法
- 意匠法
- 実用新案法

などなどがある

知的財産権

- 知的財産権を保護する法律

- 著作権法
- 特許法
- 不正競争防止法
- 商標法
- 意匠法
- 実用新案法

などなどがある

| 知的財産権

- 商標法

商品やサービスのロゴやマークなどを保護する法律のこと

- 意匠法

工業デザインなどを保護する法律のこと

→製品の形状、模様、色彩などを保護の対象にしている

| 知的財産権

・実用新案法

- 物品の形状、構造又は組合せに係る**考案**を保護する法律のこと
- 特許法では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」を保護の対象にしている
- 審査が厳しく、特許要件を満たすことが難しい
- 実用新案法では、高度なものである必要はない（審査がない）

| 知的財産権

・産業財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利のこと

→特許庁が所管している

| 知的財産権

・ AI分野における知的財産権

AIを知的財産権を保護するためには法律などを改正する必要

→AIを営業秘密として保護する方法が考えられている

→データを暗号化などを行いリバースエンジニアリングを防ぐ

・ リバースエンジニアリング

分解・解析を行い、仕様などを調査すること

知的財産権

- 秘密保持契約（NDA）

企業同士などで結ばれる**特定の情報を
第三者に公開しないことを約束する契約のこと**である

→自分たちの権利を守るためにも契約を結ぶことが大切になる

→一般的なビジネスでも**秘密保持契約**が結ばれる機会は多い

独占禁止法



| 独占禁止法

・独占禁止法

私的独占、不当な取引制限や不公正な取引を禁止し、
また、事業支配力の過度な集中を防止して
事業者間の公正かつ自由な競争を促進し、事業活動を盛んにし、
消費者の利益を確保するとともに、
経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする法律

| 独占禁止法

・私的独占

事業者が、他の事業者の事業活動を排除したり、
他の事業者を支配したりすることにより、**公共の利益**に反して、
一定の取引分野における競争を**実質的に制限**することをいう

→商品を不当に低価格で販売などを行い、他の事業者を排除等
他の事業者の株式などを取得して他の事業者を支配する等

| 独占禁止法

・不当な取引制限

事業者間の協定等などにより、商品等の価格や生産量を決定し、
公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を
実質的に制限すること

→カルテルや談合などが規制の対象になっている

カルテル：競争回避のため複数事業者間で価格などを決めること

| 独占禁止法

- 不公正な取引

正当な理由なく、競争者と共同して、他の事業者等に商品の供給する数量などの制限をかけたりして、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること

→公正な取引を困難にさせるおそれがある場合に規制の対象

| 独占禁止法

- 事業支配力の過度な集中

事業者が他の事業者を買収したり合併したりすることで、市場を実質的に支配してしまうこと

→独占状態（1社）になると競争が行われなくなり、

消費者の利益に反するおそれがある

→寡占状態（複数社）になると価格が下がりにくい特徴がある

| 独占禁止法

- 競争制限

カルテルなどにより、特定の事業者等によって市場が支配され、競争が実質的に制限される状態のこと

- 公正競争阻害性

公正な競争に悪影響を及ぼすおそれのあること

AI開発委託契約



AI開発委託契約

・契約自由の原則

公序良俗に反する場合など以外は、契約は当事者間で、
国家に干渉されず、自由に結ぶことができるという原則

→AI開発では、相手方に求めること、開発状況などに応じて
請負契約や準委任契約などが結ばれる

AI開発委託契約

- 請負契約

請負人が仕事を完成させることを約束し、
注文者がその仕事の結果に対して報酬を支払う契約

- 準委任契約

受託者に事務処理を委託し、受託者がこれを承諾することによって生ずる契約で、その業務の遂行等に応じて報酬を支払う

AI開発委託契約

・委任契約

受託者に**法律行為**を委託し、受託者がこれを承諾することによって生ずる契約で、その業務の遂行等に応じて報酬を支払う

- ・委任契約 : 委託内容が**法律行為**
- ・準委任契約 : 委託内容が**事務処理** (法律行為以外)

AI開発委託契約

- AI・データの利用に関する契約ガイドライン

経済産業省が作成したガイドライン

→データ契約に関して実務の実績が少ないとから

様々なトラブルが発生しやすいため、注意点などが記載

→ガイドライン内には、開発の流れに応じて、

どのような契約を結べばいいのかについても記載されている

AI開発委託契約

- AI・データの利用に関する契約ガイドライン
 - アセスメント
 - PoC
 - 開発
 - 追加学習

AI開発委託契約

・アセスメント

ユーザーからサンプルデータを受領し、
AIを導入することは可能かどうか検証を行う段階である

→データを受領するため、秘密保持契約等を締結する

AI開発委託契約

- PoC

AIモデルを実際に作成し、実務でも使用できるか検証する段階

→導入検証契約書等を締結する

- 開発段階

実務で使用するモデルを作成する段階

→ソフトウェア開発契約書等を締結する

AI開発委託契約

・追加学習

モデル運用後に、モデル精度の向上等のために、
追加的にモデルを学習させる段階
→締結する契約は多様なものが考えられる

→新しいソフトウェア開発契約書を締結する、
保守契約に追加学習の内容を追加して締結する など

AI開発委託契約

・AI開発委託契約

AI開発では、実際にモデルを開発してみないと、精度が分からぬという特徴が存在する
→データ量が足りるのか、そもそもモデルで予測可能なのか など
→契約において、精度を保証することが難しい特徴がある
仕事を完成させられるとは限らないため準委任契約が多い



AIサービス提供契約

| AIサービス提供契約

- **SaaS (Software as a Service)**

インターネット経由で、ソフトウェアをサービスとして
提供する形態のこと

→Gmail、Slack、Dropbox、Zoomなど様々なサービスがある

→月額サービスとして提供していることが多い

利用者側は自社で開発・運用する必要がないという利点がある

| AIサービス提供契約

- **SaaS (Software as a Service)**

多くのサービス内にAIを使用した機能が追加されている
→自動的に迷惑メールかどうか振り分けてくれる機能 などなど

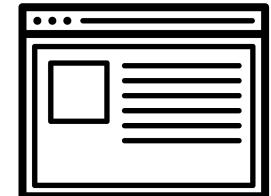
→SaaS提供企業は多くのユーザーの情報を取得することになる
提供企業はユーザーの情報をどこまで利用可能か、
ユーザーは提供されたデータをどこまで利用可能か定める必要

AIサービス提供契約

- **SaaS (Software as a Service)**

提供しているAIの精度やサービスの品質(稼働率等)などを
使用ユーザーに報告することも大切(精度保証)

→トラブルを未然に防ぐためにも、利用規約などで
データの利用に関する権利、精度保証等を記載し、
ユーザーに同意してもらうことが重要である





データ契約に関する雛形

| データ契約に関する雛形

- AI・データの利用に関する契約ガイドライン

データ契約に関して実務の実績が少ないとから
様々なトラブルが発生しやすい

→経済産業省が契約ガイドラインを作成した

→AI・データの利用に関する契約ガイドラインには、
データ契約に関する雛形についても詳しく書かれている

| データ契約に関する雛形

- AI・データの利用に関する契約ガイドライン

ガイドラインには、以下の3つ契約類型が提示されている

- 「データ提供型」 契約
- 「データ創出型」 契約
- 「データ共有（プラットフォーム型）」 契約

参考：経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

| データ契約に関する雛形

- ・「データ提供型」契約

データ提供者のみが保有しているデータを、他の者に提供するときにデータ提供の条件などを取り決める契約のこと



| データ契約に関する雛形

- ・「データ創出型」契約

複数当事者が関与することによって、新たにデータが創出される場面で、データの利用権限などを取り決める契約のこと



| データ契約に関する雛形

- 「データ共有（プラットフォーム型）」契約

複数事業者がプラットフォーム（PF）にデータを提供し、
PFが加工等したデータを共有するときに取り決める契約のこと

